

10. 方法書に対して提出された意見書の概要及び方  
法審査書に記載された意見並びにそれらに対す  
る都市計画決定権者の見解



## 10. 方法書に対して提出された意見書の概要及び方法審査書に記載された意見並びにそれらに対する都市計画決定権者の見解

### 10.1 第18条第1項によって述べられた意見及びそれらに対する見解

「堺市環境影響評価条例」（平成18年堺市条例第78号）第18条第1項の規定による意見書に対する都市計画決定権者の見解は、表10.1-1に示すとおりである。

表10.1-1 方法書に対して提出された意見書に対する都市計画決定権者の見解

意見の内容	都市計画決定権者の見解
○本事業計画予定地には、車両交通につき幾つかのボトルネックとなる交差点・踏切が存在する。そのボトルネックとなる交差点、踏切の渋滞評価などはないのか。	○国土交通省では、自動車と歩行者のボトルネックとなる踏切の要件を定義しています。本事業実施予定区域には、歩行者のボトルネック踏切として、堺東駅前交番付近の堺東1号踏切があり、また、自動車のボトルネック踏切として、大堀堺線の浅香山3号踏切があります。 なお、国土交通省公表の踏切安全通行カルテにて、踏切の諸元、交通量、事故発生状況等を確認することができます。
○粉塵や騒音の評価については昼夜で区分されて基準が示されているが、時間帯は一年間を通じて同じなのか。 四季別、あるいはサマータイム期は時間帯を異にする必要はないか。	○騒音や振動は法令に基づき、時間帯毎の基準が決められており、季節毎の違いはありません。粉じんについては、月毎の参考値があり年間を通じて同じです。
○実際に工事が始まった場合、工事期間中、ボトルネックとなる交差点・踏切区間につき、一般車両等の交通規制する考えはないのか。 もし、一般車両等の交通規制が可能になった場合、迂回道路の指定も必要となると思うが考えは如何か。	○現時点では、大堀堺線などの交通規制は想定しておりませんが、交通規制の詳細については、今後の検討となります。

## 10.2 方法審査書に記載された意見及びそれに対する見解

「堺市環境影響評価条例」（平成18年堺市条例第78号）第20条第1項の規定により述べられた方法審査書における意見、及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表10.2-1(1)～(3)に示すとおりである。

表10.2-1(1) 方法審査書に記載された意見の内容及び都市計画決定権者の見解

意見の内容	都市計画決定権者の見解
<p>1 全般的事項</p> <p>○市街地において長期間にわたり工事を実施する計画であることから、周辺の生活環境の保全に十分配慮した工事計画を立案するとともに、適切な環境保全措置を検討し、準備書にその内容を記載すること。</p>	○準備書では、工事計画をできる限り平準化するよう努めたうえ、工事の影響が最も大きくなる時期を想定した上での対策を検討するなど、周辺の生活環境の保全に配慮し、大きな影響が生じないような工事計画を立案、適切な環境保全措置を検討する予定です。
<p>○工事計画の検討に当たっては、一般交通への影響を低減するよう十分検討を行うとともに、交通規制を行う場合には、その影響を最小限に留めるよう配慮すること。</p>	○準備書では、現在渋滞が発生している幹線道路の状況や事業実施区域沿線の状況等も踏まえ、一般交通への影響を低減するよう適切な工事計画を検討する予定です。また、交通規制を行う場合はその影響を最小限に留めるよう配慮する予定です。
<p>○今後の工事計画の検討により、建設機械の稼働及び工事車両の走行が方法書で想定している区域及び路線以外で行われることとなり、当該区域及び路線周辺の生活環境への影響が懸念される場合は、必要な環境影響の調査、予測及び評価を適切に行い、それらの結果を準備書に記載すること。</p>	○準備書では、事業実施区域以外の施工ヤード等も踏まえ、当該区域及び路線周辺の生活環境への影響が懸念される地点を選定し、必要な環境影響の調査、予測及び評価を実施する予定です。
<p>○関連側道の計画の策定に当たっては、歩車道を分離するとともに、交通安全施設の設置や交通規制等、交通安全を確保するための対策について、十分検討すること。</p>	○関連側道の計画策定に当たり、歩車分離を原則とし、交通安全施設の設置や交通規制を含め交通管理者等と協議のうえ安全を確保するよう努めます。
<p>2 環境影響要因及び環境影響評価項目</p> <p>○準備書においては、環境影響評価要因に工事の実施（仮線の列車走行）を加え、仮線の列車走行時の騒音及び振動を環境影響評価項目として選定すること。</p>	○準備書では、環境影響評価要因に工事の実施（仮線の列車走行）を加え、仮線の列車走行時の騒音及び振動を環境影響評価項目として選定します。
<p>○準備書においては、施設等の供用時（踏切の除却）のコミュニティの分断を環境影響評価項目として選定すること。</p>	○準備書では、施設等の供用時（踏切の除却）のコミュニティの分断を環境影響評価項目として選定します。
<p>○準備書においては、工事の実施及び施設等の存在時の陸域生態系（陸生生物）を環境影響評価項目として選定すること。</p>	○準備書では、工事の実施及び施設等の存在時の陸域生態系（陸生生物）を環境影響評価項目として選定します。

表 10.2-1(2) 方法審査書に記載された意見の内容及び都市計画決定権者の見解

意見の内容	都市計画決定権者の見解
3 調査及び予測並びに評価の手法 (1) 大気質 ○施設等の供用時（踏切の除却）における大気質の予測地点として、本事業に伴い交通量の変化する関連都市計画道路の沿道の地点を追加すること。	○施設等の供用時（踏切の除却）における大気質の予測地点として、関連都市計画道路の沿道の地点を追加し、方法書に示した予測方法及び評価手法に基づき予測・評価を実施する予定です。
(2) 騒音、振動、低周波音 ○道路交通騒音・振動の調査地点及び施設等の供用時（踏切の除却）における道路交通騒音・振動の予測地点として、本事業に伴い交通量の変化が想定される関連都市計画道路の沿道の地点を追加すること。	○道路交通騒音・振動の調査地点及び施設等の供用時（踏切の除却）における道路交通騒音・振動の予測地点として、関連都市計画道路の沿道の地点を追加し、方法書に示した予測方法及び評価手法に基づき予測・評価を実施する予定です。
○現在、側道が未整備の区間に関連側道を新設する場合は、施設等の供用時における道路交通騒音・振動の予測地点として、関連側道の新設区間の沿道の地点を追加すること。	○側道が未整備の区間に関連側道を新設する場合は、施設等の供用時における道路交通騒音・振動の予測地点として、関連側道の新設区間の沿道の地点を追加し、方法書に示した予測方法及び評価手法に基づき予測・評価を実施する予定です。
○道路交通騒音の予測方法としては、最新の予測モデルである「ASJ RTN-Model 2018」を用いること。	○最新の予測モデルを用いて、道路交通騒音の予測を行います。
○建設作業騒音、鉄軌道騒音及び列車走行時の低周波音の予測（高さ方向を含む）を行う地点として、堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による高層住宅の地点を追加すること。	○建設作業騒音、鉄軌道騒音及び列車走行時の低周波音の予測（高さ方向を含む）を行う地点として、堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による高層住宅の地点を追加し、方法書に示した予測方法及び評価手法に基づき予測・評価を実施する予定です。
○建設機械の稼働に伴う騒音の予測時期は、建設機械の稼働状況を踏まえ、地上部及び高架部でそれぞれ影響が最大となる時期を適切に選定すること。	○建設機械の稼働に伴う騒音の予測時期は、建設機械の稼働状況を踏まえ、地上部及び高架部でそれぞれ影響が最大となる時期を選定します。
(3) 土壤汚染 ○土壤汚染の調査においては、現在の南海高野線の敷地内のみならず、仮線の敷設予定区域等、本事業により土地の形質を変更する区域を対象として、土地の利用履歴を適切に把握すること。	○土壤汚染の調査では、本事業により土地の形質を変更する区域を対象として、土地の利用履歴を適切に把握する予定です。
(4) コミュニティの分断 ○既存資料及び自治会へのヒアリング等により、予測に必要な地域の情報を十分収集し、工事の実施及び施設等の供用（踏切の除却）に伴う地域の組織上の一体性、住民の日常的な交通経路に対する影響について、適切に予測及び評価を行うこと。	○コミュニティの分断については、施設等の供用（踏切の除却）も含め、地域の組織上の一体性、住民の日常的な交通経路に対する影響について、適切に予測・評価を実施する予定です。

表 10.2-1(3) 方法審査書に記載された意見の内容及び都市計画決定権者の見解

意見の内容	都市計画決定権者の見解
(5) 地球環境（地球温暖化） ○踏切除却後の自動車走行に伴う温室効果ガスの予測について、予測地域を適切に設定すること。	○踏切除却後の自動車走行に伴う温室効果ガスの予測については、踏切除却に伴い交通量が変化すると予測される道路を対象に実施する予定です。
(6) 安全（交通） ○安全（交通）の調査においては、周辺の交通安全施設等の設置状況についても調査を行うこと。	○安全（交通）の調査においては、調査地点付近における交通安全施設等の設置状況についても把握する予定です。